

## 公表第9号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、久留米市長及び久留米市教育委員会教育長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年4月26日

久留米市監査委員	中島年隆
久留米市監査委員	塙秀二
久留米市監査委員	原口和人
久留米市監査委員	藤林詠子

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
90	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第17 久留米市立草野歴史資料館</p> <p>1. 指摘</p> <p>(1) 指定管理者候補者選定委員会の構成において、内部の委員が過半数を占めている。</p> <p>指定管理者候補者選定委員会は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第5条に基づき、学識経験を有する者、施設の管理運営について専門的知識を有する者、市の職員、その他市長が適当と認める者のうちから委嘱することとされている。本施設の指定管理者候補者選定委員会においては、委員5名のうち、市職員が3名となっており、過半数を占めている。指定管理者に(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のような市の外郭団体の応募が想定される場合には、特に選定委員の構成に配慮すべきであり、選定委員の過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。</p>	指摘	<p>平成28年度に設置した指定管理者候補者選定委員会において、委員6名の内4名を市及び市外郭団体以外から選出しました。</p>
91	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第17 久留米市立草野歴史資料館</p> <p>2. 意見</p> <p>(3) 指定管理料について</p> <p>指定管理者制度は、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、効果的、効率的に公の施設のサービスを提供することを目的とした制度である。草野歴史資料館においては、地域の歴史資料館の保存と活用を図り、市民の教育と文化の発展に寄与するという施設の設置目的を達成するためには、展示物を充実させ、入館者数を拡大することが求められるものの、指定管理料は每期削減が行われ、入館者数も減少傾向にある。こうした事業展開には一定の経費が必要であることから、指定管理料の水準の再考や他の施設と一体で指定管理にする方法など、再検討の余地があるものと思われる。</p>	意見	<p>近接する施設間相互の連携による魅力向上と効率的な運営を図るため、平成29年度から平成33年度までの5年間において、草野歴史資料館・山辺道文化館・世界のつばき館の3施設(耳納北麓観光拠点施設)を一括して指定管理者の選定を行いました。</p> <p>指定管理料についても、現行の指定管理の実績等を踏まえ、選定委員会において協議して決定しました。</p>

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
96	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第18 山辺道文化館</p> <p>1. 指摘</p> <p>(1) 指定管理者候補者選定委員会の構成において、内部の委員が過半数を占めている。</p> <p>指定管理者候補者選定委員会は、久留米市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則第5条に基づき、学識経験を有する者、施設の管理運営について専門的知識を有する者、市の職員、その他市長が適当と認める者のうちから委嘱することとされている。本施設の指定管理者候補者選定委員会においては、委員5名のうち、市職員が3名となっており、過半数を占めている。指定管理者に(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のような市の外郭団体の応募が想定される場合には、特に選定委員の構成に配慮すべきであり、選定委員の過半数は久留米市及び久留米市の外郭団体の役員を除く選定委員にすべきである。</p>	指摘	<p>平成28年度に設置した指定管理者候補者選定委員会において、委員6名の内4名を市及び市外郭団体以外から選出しました。</p>
97	商工観光労働部	観光・国際課	<p>第18 山辺道文化館</p> <p>2. 意見</p> <p>(2) 指定管理料について</p> <p>指定管理料は平成22年度からの5年間は年間8,757千円となっている。常勤職員1名とパートで運営しており収支状況は厳しい。経費の推移を見ても削減に努力していることが分かる。各種企画展や教室等の自主事業の収入を含め収支は収入超過となっているが、消費税については収支報告書の中に含まれておらず指定管理者が事業全体の中で負担している。本施設の指定管理者募集に際し、現地説明会には複数の応募があったものの、応募したのは、市の外郭団体である(財)久留米観光コンベンション国際交流協会のみであり、このことは指定管理料の低さにも一因があると思われる。市の財政が厳しい中で指定管理料を引き上げることは困難と思われるが、指定管理者制度が経費の削減とサービスの向上という2つの目的を達成するためであることからすると、経費の削減が強調されすぎており指定管理者制度が機能していないのではないかという懸念がある。</p>	意見	<p>近接する施設間相互の連携による魅力向上と効率的な運営を図るため、平成29年度から平成33年度までの5年間に於いて、草野歴史資料館・山辺道文化館・世界のつばき館の3施設(耳納北麓観光拠点施設)を一括して指定管理者の選定を行いました。</p> <p>指定管理料についても、現行の指定管理の実績等を踏まえ、選定委員会において協議して決定しました。</p>

平成24年度 包括外部監査結果報告書に対する対応状況

久留米市の指定管理者制度について

ページ	部局名 (現在)	課名 (現在)	指摘事項及び意見	区分	措置内容／意見に対する見解等
177	農政部	みどりの里づくり 推進課	<p>第27 久留米市複合アグリビジネス拠点施設(通称:道の駅)</p> <p>2. 意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みどりの里づくり推進機構に関する情報を通査した。その中で、担当者に電話で財団法人久留米しみどりの里づくり機構が現在、特例民法法人であり、一般財団法人への移行認可の申請中であることを確認した。この中には、世界つつじセンター部門、道の駅部門、ふれあい農業公園部門の3部門があり、現在一般会計で世界つつじセンター、特別会計で道の駅くろめとふれあい農業公園があるので全部まとめて当該財団法人が管理していることを確認した。今後モニタリングレポートが確立されているかどうか検討しなければならない。</li> </ul>	意見	<p>モニタリングレポートについては、「久留米市指定管理者制度モニタリングマニュアル」に基づき、年4回のモニタリングチェックシートの提出を求め、情報交換や現場確認などを行っております。今後も、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行うなど、適正な施設運営に努めて参ります。</p>